

議案第 114 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(伊賀市行政手続条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市行政手続条例(平成 16 年伊賀市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 10 号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

(伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市職員の給与に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 第 2 項中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 18 条第 1 項本文」に改める。

(伊賀市手数料条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市手数料条例(平成 16 年伊賀市条例第 115 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 9」を「別表第 10」に改める。

別表第 9 の次に次の 1 表を加える。

別表第 10 (第 2 条関係)

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づく事務

手数料を徴収	手数料の額
--------	-------

する事務			
行政不服審査法第 38 条第 1 項、第 66 条第 1 項及び第 78 条第 1 項の規定による交付手数料	1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付 (日本工業規格 A 3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合 1 枚につき 10 円
			カラーの場合 1 枚につき 40 円
	2 電磁的記録	(1)用紙に出力したものの交付 (日本工業規格 A 3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合 1 枚につき 10 円
			カラーの場合 1 枚につき 40 円
		(2)電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額 (非開示情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額)
		(3)非開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
	3 1 及び 2 に掲げる場合以外のもの	作成に要する費用に相	

		当する額
--	--	------

(伊賀市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 198 号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「30日」を「3月」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項を削る。

(伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊賀市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(伊賀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第6条 伊賀市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年伊賀市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の伊賀市行政手続条例の規定、第2条の規定による改正前の伊賀市職員の給与に関する条例の規定、第4条の規定による改正前の伊賀市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定及び第6条の規定による伊賀市消防団員等公務災害補償条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。